

(17) 建設副産物

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であることから、施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

ア 資源有効利用促進法省令に基づく再生資源利用（促進）計画の提出・説明及び現場掲示について  
再生資源利用（促進）計画書については、工事着手前及び必要の都度、施工計画書に含め監督職員に提出の上説明すること。

再生資源利用（促進）計画を作成し、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

イ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出すること。

(18) 石綿の事前調査

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、以下のアからウに該当する工事は、当該地域を所管する労働基準監督署及び自治体に石綿の有無の事前調査結果を報告すること。

ア 建築物の解体工事（解体部分の床面積の合計が80㎡以上）

イ 建築物の改修工事（請負金額が税込100万円以上）

ウ 工作物の解体工事又は改修工事（請負金額が税込100万円以上）

※ 詳細は青森県環境エネルギー部環境政策課ホームページ

([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kanho\\_asbestos.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kanho_asbestos.html))、

環境省ホームページ ([https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html))、

厚生労働省ホームページ (<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>) を参照のこと。

(19) 伐木・抜根材の有効利用システム

■ 対象外

□ 対象

伐木・抜根材が発生する場合は、樹種、部位別に分別し、1～3m程度の長さに切断、土砂等を除去し、1 m未満のものを含めて集積し、整然とした状態で引渡期間中現場内に保管すること。

現場内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。保管にあたっては、ロープ等で固定するなど盗難、飛散対策を行い、周辺環境に悪影響を与えないよう注意すること。また、保管場所には適切な表示を行うこと（内容は監督職員の指示による）。なお、これら有用化に必要な費用は本工事に含まれている。

「伐木・抜根材発生情報提供システム」とは、発生した伐木・抜根材の発生情報をインターネットで公表し、有用物として有効利用する一般の希望者へ提供することを目的としたものである。

(20) 化学物質の濃度測定

□ 対象外

■ 対象

工事完成前に、室内空気中の化学物質の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告すること。測定対象化学物質、測定対象室・測定箇所数、測定方法は以下による。測定の結果が、施設用途に応じて、令和7年1月17日付け医薬発0117発第1号の「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（厚生労働省医薬局長通知）」において設定した室内濃度指針値、又は学校環境衛生基準で規定している基準を超えた場合は、監督職員と協議すること。

ア 測定対象化学物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、

パラジクロロベンゼン※学校環境衛生基準が適用される場合

イ 測定対象室・測定箇所数

図示する。

ウ 測定方法

(ア) 空気の採取

■ 拡散方式(測定バッジ)

□ 拡散方式(パッシブサンプラー)

□ 拡散方式(パッシブガスチューブ)

□ 吸引方式